

福岡県医発第2148号(地)

平成17年 2月25日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



パンフレット「精神障害者の雇用支援 医療関係者のみなさまへ」
の送付について

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構において標記パンフレットが作成され、日本医師会より送付されてまいりましたので1部お送りいたします。

本パンフレットでは、医療関係者向けに、精神障害者雇用の動向や雇用支援策、精神障害者保健福祉手帳の概要、雇用支援に関係する専門機関等について紹介されております。

なお、本パンフレットの内容は、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



(地Ⅲ226)

平成17年2月17日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

パンフレット「精神障害者の雇用支援策 医療関係者のみなさまへ」の送付について

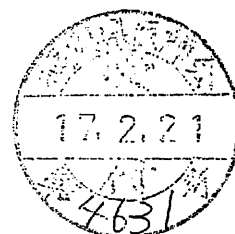
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構において、パンフレット「精神障害者の雇用支援策 医療関係者のみなさまへ」が作成されました。

本パンフレットでは、医療関係者向けに、精神障害者雇用の動向や雇用支援策、精神障害者保健福祉手帳の概要、雇用支援に関係する専門機関等について紹介されています。

つきましては、貴会におかれましても本パンフレットについてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会へ配布する等、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本パンフレットの内容は、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) に掲載されておりますことを申し添えます。



精神障害者の雇用支援策

医療関係者のみなさまへ

【医療関係者の皆様が企業で働く精神障害者を支えています】

企業で働く精神障害者が年々増加しています。

厚生労働省では、精神障害者の雇用を進めるため、精神障害者ご本人や事業主に対する各種の支援を実施しています。また、生活面を中心にご本人の社会参加を促進するため、精神障害者保健福祉手帳制度などの施策を実施しています。

精神障害者の雇用の促進、職場定着、休職者の円滑な職場復帰、手帳の普及を実現するためには、主治医の先生をはじめとする医療関係者の皆様の支えが欠かせません。

そこで、このパンフレットでは、医療関係者の皆様向けに精神障害者雇用の動向や雇用支援策、手帳制度の概要や雇用支援に関係する専門機関についてご紹介いたします。



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

＜雇用精神障害者の動向＞

企業で働く精神障害者は年々増加してきています。企業に採用される前から精神障害者であった人もいれば、企業に採用された後に精神障害者となった人もいます。

企業で働く精神障害者が大きく増加してきています。

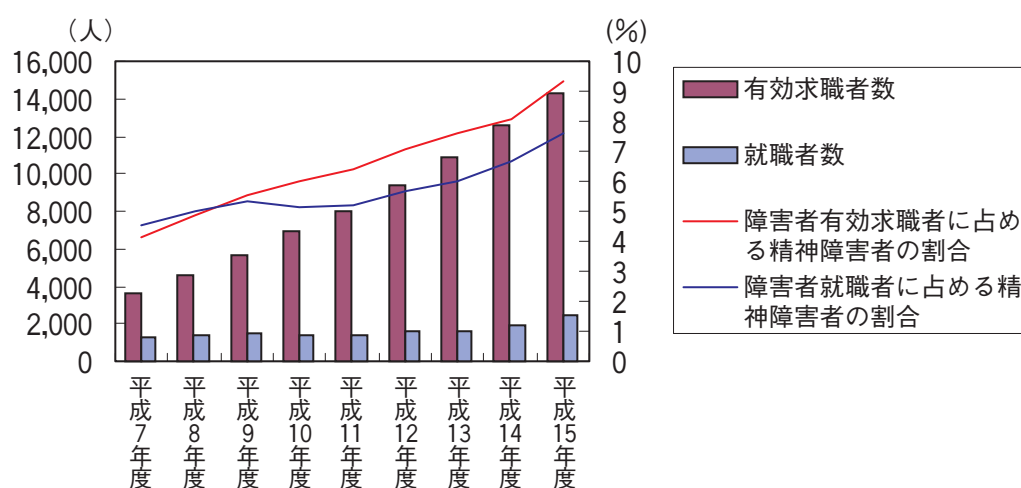
【雇用精神障害者数（従業員規模 5 人以上の事業所）】

	平成 5 年度	平成10年度	
精神障害者数	2 万 3 千人	5 万 1 千人	採用前 3 万 8 千人 採用後 1 万 3 千人
障害者全体数	42 万 7 千人	51 万 6 千人	

（資料出所）厚生労働省「障害者雇用実態調査」

求職者、就職者ともに年々増加してきています。

【公共職業安定所における精神障害者の職業紹介等状況】



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

病状が安定すれば、一定の配慮のもとで十分就労可能です。

精神障害者は、臨機応変な判断や新しい環境への適応が苦手である、疲れやすい、緊張しやすい、精神症状の変動により作業効率に波がみられる等の特徴が指摘されていますが、時間をかけて職務内容や配置を決定する、職務の難度を段階的に引き上げる、短時間労働から始めて勤務時間を段階的に延長する、職場適応のために必要な指導・援助を行う者を配置する等の配慮を行えば、就労することは十分可能です。

＜精神障害者の雇用と医療の関係＞

精神障害者の雇用の促進、職場定着、休職者の円滑な職場復帰を実現するためには、主治医の先生をはじめとする医療関係者の皆様のご協力がかかせません。

例えば以下のようなケースで主治医の先生をはじめとする医療関係者の皆様のご協力が必要となります。

◎ 職業紹介、雇用支援サービス

⇒

〈精神障害者の雇用支援策〉（P 4）も
ご参照ください。

ハローワークや地域障害者職業センターにおいては、職業紹介や各種の雇用支援サービスを実施したり助成金を支給したりする際には、まず主治医の意見書をもとに対象者の症状が安定しており就労が可能であること等を確認しています。

◎ 休職者の復職、再発への対処

精神障害により休職していた労働者が職場に復帰する際には、まず主治医の医学的判断をいただいた上で、企業内において本人、産業医やその他の関係者をまじえて職場復帰が可能かどうかについて様々な見地から検討を行い、判断がなされることになります。また、職場復帰後も、症状の再発を防ぐための医療的なケアが欠かせません。

◎ 精神障害者保健福祉手帳の取得

⇒

〈精神障害者保健福祉手帳〉（P 6）
もご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳を取得すると、通院医療費の公費負担（精神保健福祉法第32条）の申請が簡略化されるほか、税制上の優遇措置や携帯電話の基本料割引など、各種のメリットを受けることができます。手帳の交付にあたっては、市町村が申請窓口となり、主治医の先生の初診日から6ヶ月後の診断書をもとに精神保健福祉センターで判定が行われます。

手帳の普及のためには、医療機関から患者さんに手帳の取得をおすすめいただくことが重要です。

なお、現在、厚生労働省は、手帳所持者を障害者雇用率適用の対象とするべく検討中です。

◎ 精神保健福祉士（PSW）による支援

PSWは、精神障害者が就職や職場復帰を目指す場合に、公共職業安定所や地域障害者職業センター等の労働関係機関が医療機関と連携する際の窓口となることが多くあります。労働関係機関が支援計画の策定、実際の支援、事業主に対する働きかけ、勤務関係の調整等を行う場合に、PSWの協力が重要な役割を担います。

＜精神障害者の雇用支援策＞

精神障害者の新しい場面や環境への適応に時間がかかる、緊張しやすく疲れやすい、作業能率に波がある等の特性にあわせた各種の支援策が実施されています。

◎ 精神障害者の雇用管理相談

⇒

〈精神障害者の雇用・生活を支援する専門機関・スタッフ〉(P 8) もご参照ください。

公共職業安定所（ハローワーク）、地域障害者職業センターでは、精神障害者の特性に応じた職務の開発や職場の体制整備等、精神障害者の雇用管理に関する事項について事業主からの相談に応じています。

◎ 精神障害者の雇用支援策

求職の準備段階から就職後の職場定着、あるいは休職後の職場復帰段階まで、精神障害者の雇用支援策には次のようなものがあります。これらは、公共職業安定所（ハローワーク）または地域障害者職業センターにおいて実施されています（実施にあたって主治医の意見書が必要なものもあります（※印のもの））。

【求職の準備段階における支援】

○ 職業準備支援事業（自立支援コース等）

地域障害者職業センターにおいて、就職または職場復帰をめざす精神障害者に対し、社会生活技能訓練（SST）等の準備支援を行うことにより、職場環境への円滑な移行、適応が図られるよう支援します。（問い合わせ先：地域障害者職業センター）

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業 ※

就職前の職場実習段階や職場定着、休職後の職場復帰段階に障害者が職場に適応できるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が一定期間、事業所に出向いて直接支援を行う事業です。障害者に対する支援だけではなく、事業主や職場の従業員に対しても障害者の職場定着に必要な助言等を行います。（問い合わせ先：地域障害者職業センター）

【雇い入れに当たっての支援】

○ 障害者試行雇用事業（トライアル雇用） ※

事業主に障害者を短期間（3ヶ月）試行的に雇用してもらうことにより障害者雇用のきっかけづくりを積極的に推進し、その後の一般雇用への移行を促進しようとするものです。試行雇用期間中には、事業主に対し奨励金（1人当たり1月5万円）が支給されます。（問い合わせ先：ハローワーク）

○ **特定求職者雇用開発助成金**

精神障害者を新規に雇い入れた場合に、雇い入れから1年6ヶ月間（短時間労働者の場合は1年間）、精神障害者に支払った賃金の1／3（短時間労働者の場合は1／4）を事業主に助成するものです。（問い合わせ先：ハローワーク）

【雇用継続のための支援】

○ **職場適応援助者（ジョブコーチ）事業 ※**

【求職の準備段階における支援】をご参照ください。

○ **障害者雇用継続援助事業に基づく助成金**

事業主が中途障害者の雇用を継続するため、職場復帰に当たっての職場適応措置等を行う場合、これらの措置に要する費用について助成を行います。（問い合わせ先：都道府県障害者雇用促進協会等）

○ **重度障害者介助等助成金（業務遂行援助者の配置） ※**

精神障害者の雇用に際しては、障害者の状況にあわせて作業指示等を行ったり、障害者のことをよく理解し本人が気軽に相談することができるような担当者を配置することが良いとされています。そこで、新規に雇い入れた精神障害者が作業遂行する際に、必要な指導援助を行う者（業務遂行援助者）を事業所で配置した場合、採用後3年間は障害者一人につき月3万円、4年目以降10年目まで月1万円（短時間労働者の場合はそれぞれ半額）を事業主に支給します。（問い合わせ先：都道府県障害者雇用促進協会等）

【復職のための支援】

○ **精神障害者職場復帰支援事業（リワーク支援事業） ※**

地域障害者職業センターにおいて、休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向け、主治医や産業医等との連携の下、休職中の精神障害者及び事業主に対して専門的な支援を行います。（北海道、東京、愛知、大阪、広島、福岡の各地域障害者職業センターにおいて実施しています）（問い合わせ先：地域障害者職業センター）

<精神障害者保健福祉手帳>

休職が長引くなど病気になってから長い期間の経過した人を対象とした精神障害者保健福祉手帳制度があります。手帳取得者は税制上の優遇措置の対象となるなど、社会参加促進のための各種支援策の対象となります。

手帳の申請には、初診日から6ヶ月を経過した日以後における診断書が必要です。

◎ 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳制度は、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を目的として平成7年に創設されたものです。

◎ 手帳取得者に対する支援策

手帳をお持ちの方は、以下のような社会参加促進のための支援を受けることができます。

- ・ 通院医療費公費負担申請の簡略化（手帳所持者については、精神保健福祉法第32条の通院医療費の公費負担の申請に当たって、医師の診断書の提出及び判定手続きが不要となります）
- ・ 税制上の優遇措置
- ・ 生活保護の障害者加算
- ・ 生活福祉資金の貸付
- ・ NTT番号案内料免除
- ・ 携帯電話の基本料・付加機能使用料50%割引

その他、自治体によっては公共交通機関の運賃割引等、さまざまな支援が受けられます。詳細については、各自治体にお問い合わせください。

〔東京都の例〕

- ・ 都営住宅の優先入居・特別減額
- ・ 都立施設使用料無料
- ・ 都営交通乗車証の発行

◎ 精神障害者保健福祉手帳の交付手続き

【対象者】

精神疾患を有する者（精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者（障害者基本法の障害者）。統合失調症、そううつ病（気分障害）、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患の全てが対象となります。

【交付主体】

都道府県知事または政令指定都市市長

【申請】

申請には、申請書のほか、以下のうちのいずれかの書類が必要で、窓口は市町村です。

- ① 精神保健指定医その他精神障害の診断または治療に従事する医師の診断書（精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過した日以後における診断書に限る）
- ② 精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し（年金証書、直近の年金振込通知書、年金支払通知書等）

【判定】

判定は、都道府県または政令指定都市の精神保健福祉センターで行われます。また、障害年金の年金証書の写しがある場合は、精神保健福祉センターでの判定を要せず、年金1級であれば1級、年金2級であれば2級、年金3級であれば3級の手帳の交付を受けることができます。

【手帳の有効期限】

手帳の有効期限は2年で、2年ごとに障害の程度を再認定します。

＜手帳と障害者雇用＞

精神障害者は障害者雇用率適用の対象とはなっていませんが、現在、厚生労働省は、手帳所持者を障害者雇用率適用の対象とすべく検討中です。

手帳所持者が障害者雇用率適用の対象となれば、手帳が精神障害者雇用の促進するうえで、重要な役割を果たすことになります。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数】（各年度末現在。単位は人）

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
手帳交付者数	29,533	70,195	103,819	134,221	162,951	190,741	219,154	255,638	312,794
1級	8,551	19,940	29,219	37,351	43,583	49,531	53,250	58,164	66,764
2級	15,408	37,255	55,524	72,687	90,402	107,754	127,847	151,641	188,047
3級	5,574	13,000	19,076	24,183	28,966	33,456	38,057	45,833	57,983
新規取得者数	—	—	—	—	—	42,256	44,818	56,347	
更新者数	—	—	—	—	—	58,564	72,446	84,990	

（資料出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部集計

精神障害者が適切なサポートを受けながら安定的に就労を継続するためには、周囲の理解と協力が不可欠であり、職場において精神障害者であることをオープンにすることがポイントであるといわれていますが、そのためには精神障害者に対する差別と偏見を解消していくことが何より重要です。

◎ **精神障害者が安定的に就労を継続するためには、周囲の理解と協力が不可欠です。**

精神障害者が職場に定着または復職し、安定的に就労を継続するためには、事業主が労働条件や職場環境について障害者の障害特性に応じた配慮を行うほか、職場の上司・同僚等の理解と協力を得ることが必要です。そのためには、障害者本人が自らの障害を周囲にオープンにする必要がありますが、職場に精神障害者に対する誤解や偏見があった場合、障害を自らオープンにすることは困難であるため、職場における誤解や偏見をなくしていく努力が必要です。厚生労働省の検討会においては、精神疾患を正しく理解するための指針として「こころのバリアフリー宣言」をとりまとめています（P10をご覧ください）。

＜**精神障害者の雇用・生活を支援する専門機関・スタッフ**

精神障害者の雇用や生活を支援する専門機関やスタッフには、以下のようなものがあります。主治医の先生をはじめ医療関係者の皆様におかれましても、これら機関についてご了知いただき、必要に応じ患者さんに利用をおすすめいただけますようお願いいたします。

○ **公共職業安定所（475カ所）**

公共職業安定所では、求職申し込みをした障害者を登録して長期的な支援を行う「求職登録制度」があり、職業相談、職業紹介、就職後のアフターケアまで一貫したサービスを提供しています。また、一部の公共職業安定所には、精神障害者担当の職業生活相談員が配置されています。

○ **地域障害者職業センター（各都道府県に設置）**

地域障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーが障害者に対する就職や職場定着、休職後の職場復帰支援のための相談や支援を実施するとともに、事業主に対して障害者の雇用管理等に関する助言・援助等を行っています。

○ **障害者就業・生活支援センター（78カ所）**

障害者の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、教育等の関係機関との連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面で一体的な支援を行っています。

○ **地域産業保健センター（347カ所）**

産業医のいない事業所を対象に、健康指導や健康相談など、働く人たちに対する産業保健サービスを充実する目的で設置されています。

○ **精神保健福祉センター（61カ所）**

地域精神保健福祉活動の中核となる機関として、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談事業等を行っています。相談については、心の健康問題から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、痴呆等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を行っています。

○ **精神障害者地域生活支援センター（415カ所）**

地域の精神保健、精神障害者の福祉に関する問題について、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。

○ **産業医**

産業医は、労働衛生に関する専門的知識に基づいて、労働者の健康障害の予防に努め、労働者の心身の健康を保持増進することを役割としています。従業員数50人以上規模の事業所においては、こうした産業医を配置することが義務づけられており、最近では、事業場におけるメンタルヘルスに関して産業医に対する期待が高まっています。

○ **衛生管理者**

衛生管理者は、産業医等の助言・指導を踏まえながら、事業場内で行う具体的な教育研修の企画や実施、職場環境等の評価と改善のための取り組み、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを中心に行います。また、産業医と連携しながら事業場外の関係支援機関等との連絡調整を行います。

○ **産業カウンセラー（社団法人日本産業カウンセラー協会による民間資格）**

産業カウンセラーは、企業内の診療所等に所属し、心理学的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としています。職場内の人間関係や職務上の悩みを抱える労働者の良き理解者・援助者として個別相談を行うほか、メンタルヘルスに関する教育・研修の実施協力などの活動を行います。

「こころのバリアフリー宣言」 ～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針

あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？

第1：精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2：無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3：気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4：知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

社会の支援が大事、共生の社会を目指して

第5：自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6：認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7：出会いは理解の第一歩（出会い）

- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8：互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

●地域障害者職業センター 一覧

センター名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	西茨城郡友部町鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(8F)	03-3989-9651	03-3989-9653
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4	076-438-5285	076-438-5234
石川障害者職業センター	921-8836	石川郡野々市町末松2-244	076-246-2210	076-246-1425
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 UFJつばさ証券豊橋ビル6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4F	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市長曽根町130-23 堺商工会議所5F	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5284	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0952	岡山市平田407	086-243-6955	086-241-3599
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38-4F	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254	098-861-1116

独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー

<http://www.jeed.or.jp>